

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………(総務局人事部調査課)…一

○東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………(中央卸売市場管理部総務課)…一

訓令

○給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………(総務局人事部制度企画課)…二

○東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………(総務局人事部調査課)…二

○東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………(同)…二

告示

○都市計画事業の認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…三

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…三

○建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…三

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(同)…三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…七

○平成三十年度狩猟免許試験の実施……………(環境局自然環境部計画課)…八

○平成三十年度非常勤職員の第一種報酬の額……………(中央卸売市場管理部総務課)…九

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…九

規則(人)

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………二

規程(交)

○東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………二

告示(交)

○昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部改正……………二

正誤

○平成二十五年三月二十九日付東京都訓令第二十一号……………三
○平成三十年三月十五日付東京都告示第三百六十五号……………三

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十七号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正する。

別表三 六の部(四)の項中「中央区築地五丁目二番一号」を「江東区豊洲六丁目六番一号」に改める。

別表三 七の部(三)の項中「東京都中央卸売市場築地市場」を「東京都中央卸売市場豊洲市場」に、「中央区築地五丁目二番一号」を「江東区豊洲六丁目六番一号」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十月十一日から施行する。

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月十日

●東京都告示第千四百九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

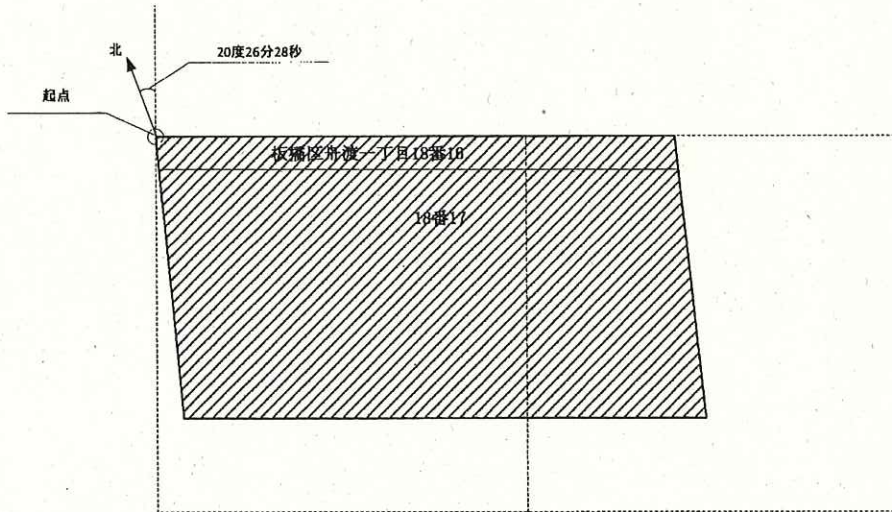
平成三十年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区舟渡一
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
ない特定有害物質の種類 シアン化合物


別図



【起点】
起点は板橋区舟渡一丁目18番16
の最北端とする。

【格子の回転角度(20度26分28秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東
西方向及び南北方向に引いた線並び
にこれらと平行して10m間隔で引いた
線により構成されている格子を、起
点を中心として、右回りに回転させ
た角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域